

平成23年

かすみがうら市議会第2回臨時会会議録 第1号

平成23年11月11日（金曜日）午前10時00分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	8番	佐藤文雄君
2番	岡崎勉君	9番	中根光男君
3番	山本文雄君	10番	鈴木良道君
4番	田谷文子君	11番	小座野定信君
5番	古橋智樹君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	14番	栗山千勝君

欠席議員

14番	栗山千勝君	15番	山内庄兵衛君
-----	-------	-----	--------

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	吉藤稔君
副市長	石川眞澄君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山口勝徑君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第69号 かすみがうら市多目的プラザの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第70号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

議案第71号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）

議案第72号 下稲吉小学校管理・教室棟増築工事（建築工事）請負契約の締結について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

追加日程第1 緊急質問

10番 鈴木良道議員

1番 川村成二議員

9番 中根光男議員

5番 古橋智樹議員

6番 小松崎 誠議員

日程第 3 議案第69号 かすみがうら市多目的プラザの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第70号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）

議案第72号 下稲吉小学校管理・教室棟増築工事（建築工事）請負契約の締結について

開 会 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は14名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、山内庄兵衛議員、栗山千勝議員から所用による欠席の届出がありましたのでご報告申し上げます。

ただいまから、平成23年かすみがうら市議会第2回臨時会を開会いたします。

会議に先立ちまして、出席説明員の紹介をいたします。

初めに、去る10月1日に、石川眞澄副市長が就任されましたので、ご紹介いたします。石川眞澄副市長、ごあいさつ願います。

○副市長（石川眞澄君）

ただいまご紹介いただきました。9月定例市議会でご皆様方のご同意をいただきまして、10月1日より副市長として就任いたしました石川眞澄でございます。

就任後1月余りを経過いたしましたけれども、その課題の多さと責任の重さ、これを文字どおり身の引き締まる思いで痛感しております。もとより微力ではございますけれども、これまで県

職員としていろいろ経験を積んでまいったものを生かしまして、市長の補佐役として市政発展と、その円滑な運営に対しまして、職員とともに誠心誠意努力してまいる覚悟でございます。

かすみがうら市民の皆さんを初め、その代表である議員の皆さん、それから、関係各位におかれましては、ご支援とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げましてごあいさつにかえさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

次いで、11月1日付で人事異動に伴う出席委員の紹介をいたします。

山口勝徑総務部長を紹介いたします。

○総務部長（山口勝徑君）

山口です。よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

次に、吉藤 稔環境経済部長をご紹介いたします。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

吉藤でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、新任の出席説明委員紹介を終わります。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小座野定信君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により、16番 廣瀬 義彰議員、1番 川村成二議員、2番 岡崎 勉議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（小座野定信君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、付議事件を考慮し、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ここで日程追加についてお諮りいたします。

10番 鈴木良道議員、1番 川村成二議員、9番 中根光男議員、5番 古橋智樹議員、6番 小松崎 誠議員、以上5名の議員から「かすみがうら市長の書類送検について」の緊急質問の通告がありました。

10番 鈴木良道議員ほか4名からの緊急質問の件を議題とし、採決いたします。

この採決は起立により行います。

10番 鈴木良道議員ほか4名からの緊急質問に同意の上、ただちにこれを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、発言を許すことに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、10番 鈴木良道議員ほか4名からの緊急質問に同意の上、この際、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、発言を許すことは可決されました。

追加日程第 1 緊急質問

○議長（小座野定信君）

緊急質問を行います。

なお、緊急質問における、質問の発言時間については先例並びに議会運営委員会の決定により、20分間といたします。

順次、発言を許します。

10番 鈴木良道議員。

[10番 鈴木良道君登壇]

○10番（鈴木良道君）

それでは、私のほうから質問をさせていただきます。

11月10日、宮嶋市長が公選法違反容疑で水戸地検に書類送検と、突然の報道がなされました。この報道は、読売、朝日、産経、茨城新聞でも報道されまして、さらには同日の朝のNHKでも報道されたところでもあります。これを受け、市民から我々議員にもいろいろな問い合わせがございました。

そこで伺いますが、この書類送検となった経緯について説明を求めます。さらには、この書類送検について法令を率先垂範し、遵守すべき首長として、市民に対し、どのように釈明を行うのか伺います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

鈴木議員のご質問にお答え申し上げます。

先般、鈴木議員おっしゃるとおり、8月のお盆の際の私の新盆回りにつきまして、警察の捜査が終了いたしまして、水戸地検のほうに書類送検になったということをお知らせされました。大変、この事態を私も厳粛に受けとめておりまして、市民の皆さん、また議会、また職員の皆様にも率先垂範して法令を遵守すべき身でありながら、こういう不祥事を起こしたことに對して深く

おわび申し上げ、また、今後、司法当局、当面、検察でございますが、検察の捜査にお任せするという姿勢であります。まことに申しわけございませんでした。

○議長（小座野定信君）

以上で10番 鈴木良道君の緊急質問を終わります。

次いで、発言を許します。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

同じく、かすみがうら市長に対する書類送検報道に関して質問をさせていただきます。

自宅に線香セットを置いていかれたという市内の男性が読売新聞の取材に対して、選挙活動の一環で人気取りだと感じたと話しているという記事が載っております。こうした発言からも、市長の行為は公正な選挙を実現という法の趣旨をゆがめかねない行為ではないか、そう考えるものです。

こうしたことに対してかすみがうら市の首長として、法の趣旨をゆがめた認識があるのかどうか伺います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

川村議員のご質問にお答えいたします。

法の趣旨をゆがめた認識があったかどうかということではありますが、現在はまずいことだったと考えておりまして、確かに川村議員おっしゃるとおりでございます。

警察の取り調べの段階では、当初、私は自分で直接金品を持って参れば違法ではないという誤った認識を当時持っておりまして、このことについては警察の取り調べに対しましても深く反省している旨を申し上げたわけでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

市長の答弁を聞いておきますと、当然ながらとは思いますが、市長個人として大いなる反省をしているというふうに聞こえるのですが、私がここで一言申し上げたいのは、その香典、新盆回りに関して対象者のリストアップだとか、香典のセットの購入、それから香典袋の購入、それから、それぞれに対する袋に名前を書く、宮嶋光昭だとかかすみがうら市長だとか、そうしたことに関連する人が、お手伝いをした人が必ずいるわけですね。そうした人も巻き込んで行った行為が結果的には法に触れるということも十分認識していただきたい。そのことだけ申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で、1番 川村成二君の緊急質問を終わります。

次いで、発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

読売新聞では、総務省選挙課によると初盆参りに罰則を課さなければ、さまざまな名目にかこつけて現金を配る恐れがあると指摘しております。うかつだった、抵触するとはわからなかった、儀礼の範囲内で違法ではないと思ったなどと、当時の心境を説明しておりますが、市民に対し、法令を遵守させる側のトップの市長がこのような軽率な考え方で市政を運営していけるのかを伺いいたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

中根議員のご質問にお答えいたします。

先ほどのご質問にもありましたように、大変、送検になったことにつきましては厳粛に受けとめております。今後の市政運営につきましてもありますが、法令遵守をさらに私自身も十分注意しながら、今まで以上に頑張っていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

以上で、9番 中根光男君の緊急質問を終わります。

次いで、発言を許します。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

市長は本年9月1日の全員協議会の質問に対する答弁におきまして、公職選挙法では金品で票をもらうことはだめという考えです。それ以外は書いていない。それ以外は全部判例で書類送検、起訴猶予という個々のケースとなる。それを分析しないとわからないのである。だから、今回の私のケースもわからない状態である。だから、神妙にしていると答弁しております。

さらにまた、市長ご自身のブログで、地方自治法第222条を規範法と断じ、いわばへ理屈でこじつけたに過ぎず、反対のための反対としか思えませんと、先般の議決をブログで案内しているわけでございます。

つまり、これらの一連の発言を見る限り、真摯に法を遵守する、先ほど来のコンプライアンスについて、市長として、市長の姿勢として気構えがあるとは到底思えないわけでございます。今後このような姿勢をお改めになる考えは具体的にあるのかどうか、この場で明言していただきました

いと存じます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員のご質問にお答えします。

行政の執行に当たっては、当然、法令遵守は当たり前のことでありまして、この私の新盆回りにつきましても、そういう行政をあくまで責任を痛感していると、こういうことでございますので、なにとぞお許しを賜りたいと、こういうふうに、あとは法の判断を待つという立場でございます。どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

再質問させていただきます。

その市長の気持ちを市政運営にどうやってあらわすか、これが重要だと思います。

私は、これまでの、市長がわずかな差で当選後、これまで市政運営した中で、通常の議会運営、行政運営ではないような事態もありました。途中には東日本大震災もございましたけれども、我々は市長が施政方針でおっしゃっていた一致団結、震災の後にはそれまでのあつれきがあろうとも、その言葉にのっとりまして我々も震災後は復旧復興のために、3月の定例会で提案された議案などはすぐさま採決できるような努力を我々はしたわけでございます。

しかしながら、その後、医療福祉費の無料化の提案を数度にわたって提案されてきた。そういった行いの中から今回のような書類送検にまで至ったというような、市長のご自身の姿勢が具体的にあらわれた形だというふうに私は思います。

先般、総合計画の後期基本計画の中身について審議会でも提示がありましたけれども、その中に、再三、可決されていない医療福祉費の内容が計画に書いてある。さらには、単独火葬場、こちらについてもまだまだ論議が必要であります。にもかかわらず、総合計画に記載してある。これは市長が8月の新盆回りの一件で真摯に受けとめて市政運営に当たるという言葉に反しているのではないのでしょうか。

この点を再度お伺いしたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

適切な法令解釈をしながら市政運営に当たっても法令遵守はこれは当然のことでありまして、従来もそういう努力はしたつもりであります。この書類送検という個人的なことで大変申しわけありませんが、こういうことを機会にさらに徹底した法令遵守に努めてまいりたい、そういう

ふうに思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

さらにお伺いさせていただきますが、先般の石岡地方斎場にかかわります請願書も出ました。我々も——我々と申し上げましても、議会の中で賛成多数で可決された数々の決議もあります。こういったものは市長にとっては遵守するものなのかどうかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いずれにいたしましても、議会と執行部の意見の違いということにつきましても、きちんと法令にのっとった対応をとらせていただきたいと、こういうふうを考えております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長、私も何回もお伺いしたくないので、建前のご答弁はご遠慮いただきたいんですけどもね。今後、市長の市政運営の考え方もお改めになったほうがよろしいのではないですかという趣旨で私はお伺いしているんです。

再度ご答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員の発言の趣旨は十分踏まえまして、今後の市政運営にも当たってまいりたいと、こういうふうを考えております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

かつて、合併前に、出島村時代であったでしょうか、それとも霞ヶ浦町となってからだったか、ちょっと私、手元に今、資料がないんですが、かつてその当時の首長さんが同じように新盆回りでお線香を配られたということで、告訴されたというふうに私は記憶しております。そういった事例がありましたけれども、このことは市長はご記憶になかったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今回の捜査の過程でそういうことが以前にあったということが思い出されましたけど、私は自分でずっと新盆回りをやっていますので、そういう中では全然もう頭にはありませんでした。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

かつての霞ヶ浦町以前のことにについて再度お伺いしますけれども、その告訴に関しては宮嶋市長ご自身は、訴えるに当たって何も関係はなかったということでしょうか。お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

関係はございませんでした。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

関係がないというご答弁において、先ほどの、思い起こしたというようなことで、まあ、私は、かつてのかすみがうら市の選挙の、いわゆる選挙の構図というのは、私は把握しているわけではございませんけれども、私がさまざまなご意見をお伺いしている中では、市長はそのお訴えに全く関係ないとも言い切れないような、いろいろなご意見で、確証はありませんけれども、聞くんですが、そういうことであっても、本当にその当時のお訴えには関係なかった。ですから、記憶にも余りなかったということなのではないでしょうか。出島の村長までお務めになった方にしては、ちょっと私は到底記憶が薄くなるようなことでもなかったのかなというふうに理解するところなんです、いかがでございましょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

再三になりますが、今回の線香配りに関しましては、自分で配れば問題ないという誤った認識をもう頭から信じ込んでおったものですから、もちろん自分で配れる範囲内しか回っておりませんし、もう全然、夢にも法令に触れているとは全然考えもしなかったわけです。

そういう中でずっと毎年やってきたことでありまして、そのことについては、弁解になりますが、そういった事情については警察の捜査においても正直にそのとおり申しております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今回の、市長がご自身で歩かれたというお新盆の世帯の方に、私はその一つになぜ宮嶋市長が来たのかと。特段これまでの市長が、先ほど来、おつき合いのある中で、慣例の中で歩いている形の中では到底、宮嶋市長が来るなんていうことは考えられないとおっしゃっていた方もいたわけでございます。

私は、なぜそういうところに宮嶋市長がお伺いしたのかなというふうに思うわけでございまして、これがすなわち公選法の抵触するような考え方になるのではないかなと思うんですが、なぜおつき合いもないところにこれまでの慣行の中の一環として回ったということと、私は食い違いがあると思うんですけれども、なぜおつき合いもなかったところにお伺いしたのかということ

をお考えをお話しいただければと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ほとんどのお宅については個人的な関係で回っております。全然、私も面識が個人的にはないようなお宅も何軒か回っております。そういうお宅に関しては、市の役職者、あるいはかつて役職者であった方とか、そういった関係で、名前は個人名で出しておりますが、多分、個人名で出しておると思うんですが、今、現職市長としてそういう方に敬意を表してお線香回りをしたと、そういうことがございますので、多分、今、古橋議員ご指摘の方は、役職か何かそういったものに関係しておった方だろうと思われま。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

では、なぜそこで名刺1枚と線香を上げるだけで失礼することができなかったのでしょうか。それをお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

お線香だけ、もちろん、特に千代田地区に多いのですが、千代田地区のそういった役職者であるとか、職員の家族の方が亡くなったとか、そういうことで回ったお宅に関しては、お線香のみを上げさせていただきまして、お返しはいただかないと、こういうことで回らせていただきました。

さらに詳しくなりますが、いわゆる市外の方、もしくは旧出島地区、霞ヶ浦地区の方ですね、そのお宅に関しては、従来、お線香回りしますとお返しがございます。最初はお線香だけにして、お返しをいただかないというつもりでおったのですが、千代田地区を回ってみて、これは警察でもお話ししたのですが、千代田地区を回ってみて、お線香だけっていうか、お線香セットは持っていきまされたけど、お線香だけを上げてお返しをいただくと、お返しのほうが金銭的に高くなっちゃうケースもあるので、どうも心苦しいということでお金も添えたという事情がございます。

そういった事情もお話をいたしました。いずれにしてもお線香セットだけでも、あるいはお金を添えても、これは違法であるということがはっきりその後認識しましたので、深く反省をしているところでございます。

事情はそういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、お返しを受け取らないことも、市長の政治姿勢の一つであるかというふうに思いますので、今後は、この機会を厳粛に受けとめていただいて、建前だけではなくて、我々の議決も含め

て法令を遵守していただきたいというふうに申し上げて終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で、5番 古橋智樹君の緊急質問を終わります。

次いで、発言を許します。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

市長、あなたにぴったりの言葉があります。それは、厚顔無恥という言葉です。9月9日付の市長のブログで、医療費の無料化で中学生までのお子さんを持つ世帯の負担を軽くし、かすみがうら市の子育て支援を少しでもよくしたい。また、ひいては市のイメージアップを図り、若い世代の本市への流入を促進するなどの副次効果も目指す云々と書いております。

今回の件は、どういうことですか。市のイメージを落とした、この責任は重大であります。そこで、私からは公職選挙法違反被告事件、福岡高等裁判所、判決日、平成8年12月16日をご紹介します、質問いたします。

この裁判は、最高裁が平成7年11月の福岡県豊前市市長選に立候補を予定していた現職の同市長A氏が、同市の住民に対して初盆参りの際に御仏前として1軒当たり現金5,000円を配ったのは、199条2の1項、249条の2の1項の罪に当たるとして、一審判決を二審と同様に支持し、上告を棄却する判決を下したものであります。この件は、市費の現金5,000円、163軒と多数でありました。A氏は、各5,000円の供与は市の公務として行う初盆参りの一環で、初盆家庭に御仏前を供えたものに過ぎず、次期市長選挙とは無関係に行ったものであり、判決は事実誤認があると主張。これに対し、最高裁は公選法199条2の1項、249条2の1項の罪が成立するためには、寄附を受ける者において当該寄附が公職の候補者等により行われたことや、当該選挙に関して行われたとの認識は必要としないとして棄却したものであります。

そこで伺いますが、市長は公選法では金品で票をもらうことはだめ、それ以外は書いてはいないから、全部判例です。だから、それを分析しないとわからないのであれば、今年9月1日の全員協議会で答弁しております。この判決は、既に平成8年12月16日に出ているのでありますが、これは分析する必要などはなく、法の趣旨を重んじることが市長としての責務ではありませんか。この判例を踏まえ、市長として当時、どのような認識だったのかを伺います。

また、今回の報道に対し、どのような責任を果たすのかをお伺いいたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

小松崎議員のご質問にお答えします。

福岡の事例を挙げて説明をいただいたわけではありますが、私の件に関しましては、事情等につきまして、とにかく事細かに警察の方にお話をしております、配った当時は全然、法の違法認

識がなかったわけでありますが、結果として私の不徳のいたすところで、違法性があるようであります。

今回、いずれにしてもまだ検察で審理中でありますので、検察の判断を待って対応したいと考えてはおりますが、違法であることは間違いないと、小松崎議員ご指摘のとおりでありますので、深く反省をいたしているところでございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今、市長は違法だ、また、認識がなかったとおっしゃっておりますが、9月1日の全協での発言から見ますと、もうそれは言いわけを既に考えていたのではないかと私は思うわけですね。本当に認識がなかったのかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

繰り返しの言いわけみたいになってしまいますが、実際に新盆回りをしたときは、自分で回れば違法性はないという認識でありましたので、これは警察の調べに対しても、その当時の心境は詳しくお話をしてございます。

そのとおりに調書にも書いてありまして、ただ、それがその後だんだん、どうも違法性があるということが、だんだんそういう認識に至って、深く反省をいたしておるところでございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それでは、ちょっと視点を変えましてね、ちょっとこれ、事実確認のためにお伺いいたしますけれども、昨年、市長が就任時、これは秘書課から何らかの指導、注意を受けていたかどうかを確認いたします。事実関係があったかどうかお答えください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

通常のお葬式の際の、あるいはお通夜の際の香典につきましては、自分で行って、金品を持っていくことについては違法性はないということは聞いておりました。当然、私はその延長線上で新盆回りも考えておりましたので、職員を使ってやるとか、そういうことは、あるいはだれか第三者を使って自分の名前で持っていかせるとか、そういうことは毛頭から考えておりませんので、自分で従来の延長で、役職についたために公的なところも当然、10軒単位でふえてはおりますが、従来やってきたことをそのまま違法性認識全くなく続けたわけであります。

全然違法性の認識が、違法であるとはもう最初から思っておりませんので、当時、秘書課にそのことについて詳しく、しつこく聞いたことはないように覚えております。今回も、どうも騒ぎになっているようだということをわかったとき、わかったときは警察の方に自分から名簿を持って、こういうところを回ったんだけど、違法だったんだろうかということを警察にリストを持っ

て行ったわけです。そのときも、警察に行っても、自分では不思議に思っていたので、これは違法でないはずだがなという認識で警察へ持っていったわけです。全然、違法性の認識なしに。そうしたら、警察の署長が、いいとも悪いとも、違法性があるともないとも答えてくれなかったの、はてな、これはちょっともしかしたら違法性があるのかなという、そのときそういう認識をしまったので、帰ってきてから秘書課に、どうなんだと、こう聞いたならば、今、選管に問い合わせしているんだけど、どうもはっきりしないというような話で、最初はおったんです。

その後、だんだん、新聞社の方に聞いたり、新聞社は全国あちこちの事例を持っていますので、どうも……。

○6番（小松崎 誠君）

市長、いいですよ。去年の事実があったかどうか聞いているんですけど。

○市長（宮嶋光昭君）

事実はなかったです。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

もう一度、本当に昨年の就任時に、新盆回りについての注意はなかったかどうかをもう一度確認します。そこの部分はなかったんですね。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

なかったわけでありませう。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今まで何人かの質問がございましたけれども、市長は、法を遵守していく、反省している、違法だったと、こうお認めになっておられるわけですけども、市長ね、きのう、市長はどこへ行かれていました。あれだけ新聞、テレビ等で大々的に報道された当日ですよ。これは小美玉の人に聞いたんですけども、小美玉市のほうへ行って、為書きを選挙事務所に持っていかれたと、こういうことを聞いております。

全く反省の色がないんじゃないですか。こういうふうに市民に心配をかけ、迷惑をかけている当事者が、ほかの市の選挙の応援に行く。こういう状態じゃないんじゃないですか。本当に反省していれば、自分の置かれている立場を十分認知して、身を慎んでいくのが、その報道された当日ぐらいはおとなしくしていてもいいんじゃないですか。

本当に反省しているのかどうか、最後にそれだけ聞いて終わります。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

反省はいたしております。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君の緊急質問を終わります。
以上で緊急質問を終わります。

日程第 3 議案第69号ないし議案第72号

○議長（小座野定信君）

日程第69号 かすみがうら市多目的プラザの設置及び管理に関する条例の制定について、ないし議案第72号 下稲吉小学校管理・教室棟増築工事（建築工事）請負契約の締結についてまで4件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました各議案につきまして提案理由を順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第69号 かすみがうら市多目的プラザの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。本案は本市の農林水産業などの振興を図るため、市産品の流通販売の拡大、観光交流並びに情報発信や受信の拠点とすることを目的として、都内有数の集客力を誇る東京都板橋区大山町のハッピーロード大山商店街に「多目的プラザ」を開設するため、条例を制定するものであります。

開設時期につきましては、本年度中を予定しております。

次に、議案第70号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法第180の2の規定に基づきまして、福祉館及びあじさい館の管理運営に関する事務を本年12月1日から教育委員会へ事務委任するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第71号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ718万円を追加し、歳入歳出予算の総額を155億3406万6000円とするものであります。

内容といたしましては、東京都板橋区大山町のハッピーロード大山商店街に市多目的プラザを開設するための経費を計上したものであります。

次に、議案第72号 下稲吉小学校管理・教室棟増築工事（建築工事）請負契約の締結についてであります。本案は平成23年11月2日に一般競争入札を実施いたしました。下稲吉小学校管理・教室棟増築工事（建築工事）の請負契約を締結するため、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上の4件につきましてご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。質疑通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第69号の多目的プラザの設管条例の件ですけれども、全員協議会、10月31日と11月4日にございました。その資料をかなりチェックをいたしまして、その資料に基づいて質問したいと思います。

皆さんもお手元にあると思いますので、まず、現在のアンテナショップの現況と課題というところで、生産者の確保と品ぞろえ、店舗管理、スタッフ、輸送システム等、営業体制の面で不確定な要素があり、売上は頭打ちで厳しい現状に直面とあります。これは、宮本町のイナリ通りにあるアグリかすみがうらさんに委託をしている場所かなというふうに思いますが、これは初めから予想されていた問題じゃないかなというふうに思いますが、この打開策については考えていらっしゃるのか。これがまず1つです。

それから、多目的プラザというふうに名称が変わりました。アンテナショップは狭義の意味で、多目的プラザという形で広義の意味の、これはスペイン語で広場というようですね。こういう多目的な形で広場を設けるということなんですが、この趣旨の中で、市内事業者によるさまざまなイベント、展示会等を実施するとあります。市内業者の要求に基づいているかということがポイントなんですね。市内業者に情報を発信、提供して、それを相談を受けて、その要求に基づいて企画に賛同する業者、団体、個人、これを募ったのかどうかですね。そういう取り組みをしたのかどうか。これをお伺いします。

3番目には、テナントの概要で契約期間3年とあります。債務負担行為を出しておりますが、基本的に家賃もこれは3年間ということになりますね。これは継続費となるのかというふうに思いますが、お答え願います。

それから、テナントは現在、契約者が11月中旬で契約満了を迎え、新たに入居者が募集される予定というふうにあります。空きテナントが見つかったので慌てて契約しようとしているというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、事業内容に、さまざまな施設をこの店舗を拠点に実施とあります。板橋区民の声、都市住民は何を求めるか等の市場調査、いわゆるマーケティングリサーチというんですが、こういうことをやったのか、これをお尋ねしたいと思います。

6番目に、現アンテナショップ及びとれたて村との兼ね合いについて、現アンテナショップは撤退の可能性とか、それから、とれたて村については目的が重複することから検討が必要と書かれているだけなんですね。非常にあいまいな表現で、方向性がはっきりしていません。そういう中でこの設管条例、どうなのかなというふうに思います。

それから、この設管条例の中に指定管理者の規定がございます。この規定が今、必要なのかどうかですね。3年間は市が責任を持ってやるのではないかというふうに私、思ったのですが、この点についてお伺いします。

8番目に、今後のスケジュールと職員の配置については、専従職員の配置は次年度以降の組織機構の検討において精査というふうにあります。精査ということですので、まだ決まっていないということですよ。余りに拙速で、方向性がないのではないのでしょうか。お尋ねします。

9番目に、基本スケジュールで24年、来年の1月にイベント等実施事業者の募集、開所式とあります。前にもお話ししましたように、やっぱりイベント実施の事業者があつて初めて予算化で

きるものではないかというふうに私は思います。順序が後先になっているのではないかと。お答え願いたいと思います。

それから、一般会計の補正予算第4号です。議案第71号。テナントの賃借料と今後の3年間の維持管理費はどのぐらいに想定しているのか、予算を組んでいるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、費用対効果の検討はなされたのか。

加えて、多目的プラザ用備品とありますね、これ、200万円ですが、この内訳についてお尋ねします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

ただいまの佐藤議員さんのご質問にお答えします。

まず最初に、1番のご質問の内容でございますけれども、まず、自治体の設置するアンテナショップにつきましては、地域の特産品を紹介し、また、都市住民の多種多様な観光等のニーズを把握した上で、これを地元還元するという事で地域活性化を図ることを主眼としているものでございます。

議員さんご指摘の点につきましては、このアンテナショップの販売部門の現状をご報告申し上げたものでありまして、必ずしも販売部門の実績のみで成果をはかれるものではございませんということをご理解いただきたいと思います。

実際のところ、都内にアンテナショップを出店している自治体で採算ベースに乗っている事例は数少ないものと思われまます。しかしながら、特産品の販売がこれらの目的を達成する一つの手段となることによりはございませんので、売れてこそ、そのPRという側面がございます。特に現在のアンテナショップにつきましては、販売部門がアグリかすみがうらの直営でありまして、観光物産PRを委託している形態から、自治体が主体的に関与した場合に比べまして、収支バランスが店舗の運営に直接影響することとなるわけでございます。現時点での直売場の経営が今年度中に軌道に乗るかどうか、さらには委託契約満了となる3月末以降どうなるかという部分につきましては不透明でありまして、このようなことから市といたしましては、今回の提案におきましてアンテナショップ設置の基本的な目的でございます、市の観光物産のPRや情報の収集、発信に加えまして、新たに多目的プラザとしてのさまざまな施策を実施していく考えでございます。

また、ご質問の打開策についてでございますけれども、生産者の確保が当初の計画よりおこなわれているということございまして、品ぞろえが不十分であったり、雇用スタッフ1名の退職も重なりましたので、現在のところ、店舗運営が不安定であることは否めません。しかしながら、今後は事業者側で市内生産者の参画を促進して、品ぞろえを強化するとともに、周辺地域のイベントの出店や広場活動によりまして、認知度をさらに高め、販売拡大に最大限努力するものとのこととありますので、さらにまた、周辺の飲食店等の事業者や、また、とりたて村、さらには茨城県アンテナショップ黄門マルシェとの取引も開設されておりまして、さらには取引策を模索する

ことで実績を伸ばしていくということでございます。

ご理解賜ります。

次に、2番目でございますけれども、現在、各地で開催されています風評被害対策や復興支援イベント、さらには地域の祭りなどに出店している団体としましては、商工会、それにアグリかすみがうら、JA土浦、JA茨城千代田など、積極的に参加をいただいております。そのほかにも協議会、さらには果樹観光協会、物産会等々ありますので、これらの団体におきましてもご協力をいただいている状況でございます。

また、ご承知のとおり、あゆみ祭り、かすみがうら祭り、これらにおきましても市内のさまざまな団体が趣向を凝らして出店している中で、このお祭りに限らず、機会があれば市内、市外を問わず参加したいという積極的な団体もあると思われまますので、今後はさらにこれらの企業、飲食店等も参加を呼びかけてまいりたいと考えてございます。

なお、現在のところ、口頭ではございますけれども、市内の各団体に今回の概要を説明して、賛同をお願いしてございます。

次に、3番目のご質問でございますけれども、これにつきましては今回、債務負担を設定するというところで提案をさせていただいております。ご指摘のように、会計年度独立の原則の例外措置として債務負担行為と継続費があるわけでございますけれども、債務負担行為につきましては、後年度にまたがって歳出予算を義務づけるとともに、後年度に支出することとなる経費にかかわる支出負担行為でも事前に行えるようにすることを認めた制度でございます。これに対しまして継続費につきましては、執行残額を後年度においても使用できるようにするということとして、いわゆる通次繰越を認めた制度でございます。

今回のテナント料につきましては、金額が定まっております、次年度以降において特に通次繰越の必要がないものと考えられますので、今回、継続費ではなく債務負担行為が適当と判断したものでございます。

次に、4番目のご質問の内容でございますけれども、一連のアンテナショップ事業につきましては、昨年11月に全国の……。

○議長（小座野定信君）

部長、簡潔に。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

はい。

それでは、今回の11月中旬に任期満了を終え、新たに入居者が募集される予定とありますけれども、これにつきましては、ハッピーロード大山商店街が最もPR効果が高いものとして、イベントの出店や商店街の祭りなどの参加、これをしながら検討してきたわけでございますけれども、その中で、なかなかテナントの募集情報がない中で、板橋区との連携によりまして、このイナリ通りの商店会からの要請もありまして、商店街のテナントに現アンテナショップを仮オープンさせた経過がございます。その後も、さらにもっと有利な物件がないかということで、ハッピーロード大山商店街を中心に検討を続けたところ、今回、絶好の条件のテナントが募集されるということになりましたので、ご提案をさせていただいたものでございます。

次に、5番のご質問でございますけれども、ご質問の内容は市場調査、アンケート等であるか

と思いますけれども、これにつきましては、特に9月の新米フェア、あるいは板橋交流事業、こういった事業のときに、来店者に対しましてアンケート調査を実施したところでございます。このアンケートの結果としましては、市の持つイメージとして、帆引き船とか水産物、レンコン、ナシ等は比較的認知度が高いものでありますけれども、そのほかの青果物等につきましてはまだ低いというような結果が得られてございます。

これらのことから、多目的プラザの利用につきましては、販売イベントの実施、展示会などの幅広い利用を想定した内容で、物販につきましても青果物、農産物、水産物、さらには市内の商店、飲食店、企業等を含めまして、多角的な利活用を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、6番目のご質問でございますけれども、現アンテナショップとの兼ね合い云々でございますけれども、現在のアンテナショップにつきましては、アグリかすみがうらがテナントの賃貸契約を結びまして、物販を直営で行っておる状況でございますけれども……。

○議長（小座野定信君）

部長。質問に対して要点を取りまとめて、それで要点をちゃんと踏まえて、その的だけで答えてください。説明が、前段が長過ぎると、質問している側の質問の趣旨と答弁との食い違いが出てきますので、質問に対して、それだけで結構ですから答えてください。余計なことは結構です。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

このご質問の内容では、あいまいな表現で方向性がはっきりしないということでございますけれども、これにつきましては……。

[発言する者あり]

○環境経済部長（吉藤 稔君）

はい。

[発言する者あり]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時13分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

大変失礼しました。

それでは、ご質問の6番目からお答えいたします。6番目のご質問に対しましてですけれども、これにつきましては、現在のアンテナショップにつきましては、3月の契約が満了になりますので、これにあわせましてアグリ側で存続の判断をすることになるかと思われましてけれども、そういった状況から撤退の可能性があるかと申し上げたものでございます。

さらに、現在のとれたて村につきましては、15坪ほどの店内に全国の物品がひしめいておりま

すので、必ずしもかすみがうらの商品が目立つ状況ではありませんので、商店街イベント会場等の優先的な使用が掲げられますけれども、全国の自治体の関連イベントを毎日のように受け入れておりますので、日程の確保が難しく、利用も制限されるため、今回、退会につきましても検討している内容でございます。

次に、7番目の指定管理者についてでございますけれども、今年度につきましては、市が直接テナントの契約をしまして、管理運営を行うということとしてございますけれども、次年度以降につきましては、管理とイベントの貸し出し、使用料の徴収部分につきましては、指定管理者の導入も視野にした検討を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、8番のご質問でございますけれども、これにつきましては、今年度中に運用を開始するというので、どの程度の業務量を必要とするかを見極めた上、指定管理者の導入を含めまして、適切な方向性を示してまいりたいと考えてございます。

次に、9番目のご質問でございますけれども、ご指摘のとおりでございます。早急に水産加工業者、市内商店、飲食店、さらには企業等にも参加を呼びかけまして、これらのさまざまな団体の協力のもとににぎわいや活力を都市に持ち込み、生き生きとしたかすみがうらの姿をPRしていきたいと考えてございます。

次に、補正予算の内容でございますけれども、まず、テナントの賃借料につきましては、月額で22万であります。ですので、これに契約期間の3年を掛けますと、賃借料の総額が792万ということになります。また、テナント以外の今後の3年間の維持管理費、これにつきましては、指定管理者等の導入を視野に検討してまいりますけれども、23年度につきましては、4カ月分の保証金、礼金、修繕費、備品購入等、これらを含めまして630万円。さらに24年・25年度につきましては、それぞれ80万円、26年度につきましては55万円を見込んでございます。

さらに、費用対効果の検討でございますけれども、費用対効果につきましては、まず、地元観光産業、これの振興のためにアンテナショップ設置の基本的な目的でありますPRや情報の収集、発信、これら、さまざまな事業をこの店舗を拠点として展開していくということで、効果を上げていきたいと考えてございます。

最後に、備品購入費の内訳でございますけれども、備品購入としては200万ほど計上してございます。主な内容としましては、業務用の冷凍冷蔵庫1機、これが150万ほどですね。あとは、机、いす等で20万円、それから棚ですね。棚が20万円。それと看板、これで10万円という内訳でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私はね、採算ベースについて1番目に言っているのは、もともとこういう事態が予想されていたんじゃないかということを知ったんですよ。で、実績の目で判断するものでないって言ってますけれども、まず、そういう実績を上げる場所だったのかどうかなのでしょう。宮本町のイナリ通りですか、これはもともとはこちらじゃなくて大山商店街、こちらにテナントを設けようとしていたのでしょうか。それで、実際に大山商店街にはなかったもので、とりあえずイナリ通りに

設けたと。で、逆に、大山のショッピングですか、そういう通りにもともとこれを新しいところを探していたというふうに考えていたんでしょうか。そのことについてお願いしたいと思います。

それから、今、企画に賛同する業界、団体、ここを募ったのかということを行っているんですよ。いろいろなイベントをやりますということになっているわけでしょう。私、ある程度、このJAの千代田の関係者にも聞きましたけれども、そういう話を全然発信されていないと言うんですよ。そういうことでは、市長が思っている情報がきちっと伝わっていないんじゃないかというふうに思うんですよ。その点がね、まず問題なんじゃないかなと思うんですよ。これについてお答えをお願いしたいと思います。

継続費については、家賃、これについてどうなのかっていうのはあるんですけども、いいです。

それから、事業内容の問題で、マーケティングリサーチのことを言いました。そうしたら、特に板橋の方で交流事業をやって、アンケートを実施していましたと言いましたよね。そうすると、そのデータがありますよね。どのぐらいのアンケートの数だったのか、どういうアンケートをやったのか、その結果はどういう結果だったのか、これも本当は公表すべきじゃないですか。アンケートといっても、どのぐらいあるんですか。数、この数値について公表していただきたい。今、難しければ、委員会の審議の中でも結構ですけども、アンケートの数だけはわかりますよね。設問もどういう設問なのかわかりますよね。これについてお答えいただきたいと思います。

それとですね、私が言っているのは、6番目は、とれたて村というのは逆に、全国から13自治体でしたっけ、集まっているので、品ぞろえがあるわけですよ。だからお客さんが来るんじゃないですか。全国ひしめいているからかすみがうら目立たない。目立つようにすればいいじゃないですか。埋もれちゃしようがないでしょう。だから目立つようにする。とれたて村のほうが非常に目立っているわけでしょう。目立って。そうしたら、かすみがうらのPRを、そこでいかに目立つかということをもた力を入れるというのが、逆に必要なことなんじゃないかなというふうに思います。どうでしょうか。

それと、指定管理者、今年度はやらないけれども、次年度以降は考えているというふうにおっしゃいましたけれども、そういう点もあいまいなんです。それと同時に、専従職員についてはどうなるのかということなんです。この件は補正予算にもかかわってくるわけですよ。今、言ったようにね、家賃だけではないわけでしょう。維持管理という。専属の職員の人件費が出てきますよね。そういう総トータルとしてどのぐらいになるのかということを知っているんですよ。これについてお答えをお願いしたいと思います。

それから、イベントも本格的には今年度から始めたというふうに聞いています。今、言ったアグリかすみがうらとか商工会とかJA関係がやったというふうに聞いていますが、何回やってね、どれだけそういう効果があったのか、そういうことがやはり検証すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それと、常設を考えていないって書いてましたよね。常設についてはやっぱり必要なんじゃないか。やはりいつも開いているというふうにしないと、やはり効果がないと思いますが、以上、お願いしたいと思います。

それと、維持管理費のほうについてね、予算のほうですから、これ、実際にどのぐらいかかる

のか。3年間で。今、言った、専属の職員を配置するわけでしょう。まあ、どういうふうになるのかわかりませんが、そこについてもちゃんと費用がかかるわけですから、その金額もはっきりさせていただけますか。

以上。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

佐藤議員さんのご質問にお答えします。

先ほど、まず1番目の採算ベースで実績を上げる場所だったのか。さらには、イナリ通りというところでございますけれども、先ほどもちょっと触れたと思うんですけども、やはり実績で言いますと、商品の販売の実績プラスPRですね。かすみがうら市のPR等の効果を目指したところもございますけれども、まず、イナリ通りにつきましては、現在、アグリのほうでやってございますけれども、さらに大山につきましては、去年から始まったわけでございますけれども、これにつきましては、先ほどありましたように、全国で13の自治体でやってございますけれども、この中でやはり限られたスペースの中でやっておりますので、さらに発展させた、かすみがうら市単独でのアンテナショップということで、この大山商店街での店舗を探していたという状況だと思います。

さらに、2番目の募集につきまして、この内容を企画してどういう募集をしたかという内容でございますけれども、先ほど、話はされていないとご質問でございますけれども、実際のところはまだこの案件につきましても、ご案内のとおり、議案も通っていない状況でございますので公にはできませんけれども……。

[発言する者あり]

○環境経済部長（吉藤 稔君）

これに先行しまして幾つかの、数字で言いますと14団体ほどの代表の方、あるいはその関係者の方に概要等の説明はしてございます。

あと、マーケティングの中でのアンケートの数でございますけれども、これにつきましては、板橋の交流事業と新米フェア、合計で3回ほど実施してございまして、回答された数としましては、220件ほど出てございます。これのさらに詳細につきましては、ちょっと今、お手元に資料がございませんのでご了解いただきたいと思います。

それと、先ほど言いました、大山商店街での現在ありますところの13自治体の中で、やはり目立つようにPRということでございますけれども、大変やはりスペース的に限られてございますので、ほかの自治体とのやはり共同での出品ということでございますので、かすみがうらのみの目立つようなPR、これにはやはり限度があるのかなというように考えてございます。

それと、専従職員の人件費等がどれぐらいになるかということにつきましては、これから細部にわたりまして検討していく予定でございます。

あと、イベントということでございますけれども、これもお手元にちょっと資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

あと、常設の考えでございますけれども、この常設につきましては、現在やっておりますハッ

ピーロード大山商店街、ここでの新たにやる施設での内容については考えていないというような内容かと思います。

さらには、3年間でどれぐらいかかるのかというような費用でございますけれども、細かい積算等につきましては、まだつかんではおりませんが、先ほど言いました大ざっぱな数字のみでございますので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

委員会で十分に審議していただきたいなというふうに思います。

私が聞いたのは、大山ショッピング、ここに最初はテナントを設けたかったんですか。ね。それが宮本町のイナリ通りになってしまったのかどうかね。あれは仮店舗となっているみたいですが。で、そこで委託を受けたのがアグリかすみがうらさんがやっていたらと。で、アグリかすみがうらさんだけがやっているということで、品ぞろえがなかなか厳しいと。一方は一方で、とれたて村のほうに、JAとかいろいろ、供出しているわけでしょう。そこは非常にうまくいっているわけですね。そういうところで独自に抜けてかすみがうらだけのやつを何とか持ちたいというふうに最初から考えていたのかどうか。これについてお答え願いたいと思います。

それと、専従の職員ということになると、例えば、月30万でね、12カ月になると360万ですよ。ね。今、言った家賃も入れる、経費を入れる、そうすると年間どのぐらいになりますかね、大体。これ、職員を必ず入れるわけでしょう、専従を。そうすると、3年間はどのぐらいになるのか、これについては簡単に出るんじゃないですか。

この2つだけお答えください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

維持費については、今、佐藤議員がご指摘のように、1人は最低必要ですよ。1人の人件費プラス賃借料ということになると思います。それが掛ける3年ということになると思います。

あと、当初からハッピーロードの中に設置することを目指したのかということですが、それはそのとおりでございます。ところが、現実的にはハッピーロードの中には、空き店舗が実は2つばかりあるのはあるんですね。でも、1軒につきましては、ずっと大家と地主とのトラブルがあって、いまだに貸せる状態になっていないということです。あともう1店舗については、駅の近くなんですが、八百屋さんのトイメンになるんですね。八百屋さんのトイメンということで、そこは話をしたんですが、大家さんが野菜の販売等も入るのではだめだということで、その2店舗については対象になっていなかったわけです。

それ以外の店舗をハッピーロードのアーケードの中にずっと探しておったのですが、見つからないと。で、今回見つかったので、予備費という考えもあったのですが、議決案件がたまたま下稲吉小学校でありましたので、あわせてお願いしようという発想に変わったわけでございます。

アグリかすみがうらのイナリ通りについては、これもいろいろ経緯がございまして、当時は規

模も小規模ですし、もう最初から多くの販売額は見込めないということで、人事交流の助成金を使えば何とかとんとんぐらいには行くのではないかとということで、農協とかそのほかの団体にも話したのでありますが、アグリが引き受けてくれたということで、アグリの一応、独自の危険負担でやっているということでもあります。しかし、これを永続的にやるということになると、やはり市有で、市の責任でやっぱり場所を確保する必要があると。

とりたて村はさっき部長が答弁したように、とりたて村のほうはやっぱり13市町村、それぞれ自分の町については前面に出したいというところもあります。その中でひしめいてやっているわけですから、やはりかすみがうら市の独自の常設店があれば、板橋区においては強力な情報発信、あるいは受信の基地になると、そういうふうを考えて今回の議案提出に至ったわけでございます。

○議長（小座野定信君）

佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、まず私から69号議案についてお伺いさせていただきます。

これまでの板橋区への市長が投入された公金、これ、概算どのぐらいなのでしょう。できましたら、何回も視察調査されているかと存じますので、そのあたりの経費も含めて概算をこれまでの形を、金額をご説明いただきたいのですが。

○議長（小座野定信君）

古橋議員に申し上げます。

多分、これ、緊急質問といえますか、その他の質疑であります。累積、累算はしていないと思いますので、この後、委員会付託の後に担当部、担当課のほうより取りまとめて別紙で出していきたいと思いますが、それでご了解願えますか。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

では、その先にお伺いしようと思ったのですが、これまでの形はこのように改めて多目的プラザで展開するというので、これまでの形は失敗ということによろしいのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

失敗ということではなしに、発展的に多目的プラザに移行していくのがいいのではないかとということで、今回のご提案に至ったわけでございます。今までやってきたことはもちろん今回の提案に当たって、もう十二分に生かされておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

十分生かされているというご答弁ですが、大分決まっていなような今後のプラザの運営内容なんですけれども、非常に不安を覚える次第でございます。

では、この中に使用料、1日につき、と設けているのですが、非常にこの金額は参入する事業者にとっても資本は違うわけですから、これを一律で条例で運営していくということは、非常に今後やりにくいのかなと思います。事業者によっては非常に積極的だけれども、資本力がちょっと足りないんだと。中には、資本力がたくさんあって、かすみがうら市のために貢献したいんだということで、これをなぜゆえに金額を条例に定めるのか。規則ではなく、おのおの業者と流動的な契約を期間の中で、業者の中には数カ月というものもあつたり、長期を望んでいるものも、さまざまあるかと思えます。このあたりについて、今回提案に当たってご検討された内容をお聞かせいただければと思います。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

古橋議員さんのご質問にお答えします。

条例の作成に当たりましてですけれども、条例の中で使用料を取ると、徴収するというような条項が入ってございます。内容によりましては、これをやはり規則等で定めるというようなことも考えられると思いますけれども、これにつきましては、やはり料金形態をどちらで、条例か規則かという選択肢はあると思いますけれども、今回、基本的なことでございますので、この条例の中で明文化していこうということでございます。

この金額の根拠としましてはいろいろありますけれども、最低限、光熱費等の内容ですね。光熱費プラスアルファということで金額の設定はしてございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

1日につきということで、職員が配置されれば、朝、8時半の出勤まで待たなければならない。さらには、5時、6時で閉店しなければならないということで、事業所が仮に参加するに当たっては、1日につきということで、1時間でも、極端な話ですが、数時間でも、早くからやりたい形でも料金は一緒ということになってしまって、非常に本当に事業者負担をかけないでやるといふのであれば、私は考え直したほうがよろしいのかなというふうに思う次第です。

また、指定管理者の形も先ほど質問がありましたけれども、来年度には早速、指定管理者にお任せしたいようなご答弁もありましたけれども、この指定管理者に発注する設計額というのは幾らぐらいかというのは、これは試算なさっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

指定管理者についてであります。これは条例案の中に入ってはございますが、指定管理者は今のところは想定はしておりません。3年間の短期間の中で、短期間というか、3年間の賃貸契

約ですから、その中で指定管理者に任せちゃうと、今度ずっとやるという形になりますので、やはり3年を一区切りに考え直す機会があれば考え直すという含みでございます。一応、指定管理者を条例に入れたということは、万が一そういう状態になったときに、例えば2年先、3年先にこれを継続しようということになって、再賃貸、もう1回また3年先まで、だから合計6年になりますが、そういうことになった場合、これは大いにいいと、続けようということになった場合に、指定管理ということもあり得ると思うのですが、それはだから2年後に指定管理ということも考えられると思いますが、ここ、来年とか再来年に指定管理者に移すという考えは、今のところ持っておりません。

当面、まず開設してみて、これは民間でこういうことはちょっとリスクが大きくてできませんから、今回、イナリ通りについては臨時雇用対策が使えるということで、アグリも引き受けた経過がございます。これがなければ、まず引き受け手はないと思います。来年についても、今、臨時雇用のお金が出るというような新たな情報も入っておりますが、そういったことを活用しながら、実質的に臨時雇用で頼めれば、市の負担はほとんどなくなるわけでありましたが、臨時雇用の人をそこに張りつけるということでやれば、市の人件費の持ち出しは実質なくなるわけでありませぬ。ゼロということにはなりません、相当浮くわけです。そういったいろいろな工夫をしながら考えていくと。そういう今、状況にあります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長は、板橋区への出店の構想は非常に就任のときから話を直接聞く機会がありましたけれども、なるべく経費を公金は使わないでできるんだということを力説されたように私は覚えがあるんですけども、私としては、そのときに市長の思いというのはわかりましたけど、改めてこの議決を得るために、その情熱を何ら行動を起こしていないと思うんですけども、なぜ、本気でこの臨時会に出してまでやりたいというのであれば、商店街のビデオを撮るなり写真を撮るなり、それをこの議会の中で見せる、そういうことが一切ない。私は、果たして、本当にやる気があるのか疑ってしまうところなんですけれども、市長のお考えを、本当にやる気があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

やる気がなければもちろん議案に出しておりませんし、冗談で出している議案ではございませんので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私はね、議案を出せばいいっていうことだけで聞いたわけじゃないんですよ。ちゃんとプレゼンテーションやって、本当にやりたいんだっていう。でなければ、これまでやった形を、だれも議会の中、成功すると思ってなかったと思いますよ。市長が市長になったからには板橋区の交

流の中でその道筋を開いていきたいという思いがあったからこれまでやれたわけですよ。

私はですね、今回の提案の前には、私はまさか、商店街のビデオを撮るか、もしくは議長がみずから行くことなく、執行部が議会を連れていく。これが本来のところ。最低、産業建設委員会のメンバーを連れていく。これが本当のやる気じゃないかなと。最低限のやる気ではないかなと思う次第でございます。

今後は委員会のほうで細かく審議されると思いますので、続いて70号について質問をさせていただきたいと思います。

これは震災の折になってしまった3月の定例会で、行政組織条例、これが否決になったために、こういった事態に私はなっているというふうに思い返すわけでございますけれども、3月に提案された行政組織条例と、今回、この福祉館のあじさい館の職員が板挟みになっているという現況、これは市長として、私は責任あるのかなというふうに感じるのですが、そのあたりについて行政組織条例の改正の提案も含めて、市長がこれまで議会に十分な説明に至らなかったという責任の念をご答弁いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

70号につきましては、全協等でも申し上げていると思うんですが、あじさい館の、もともと私、就任時に決まっておった指定管理はよしにしたわけでありまして。かといって、現状でいいと思っているわけではありませんで、今、頭2つで運営しているような状況にあります。その弊害が相当現実的に出てきておまして、そういったことを改めるために、やはり1つの部署で責任を持って運営するということがやはり大事ではないかということで、この議案をお願いしているところでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

答弁になっておりません。私は、行政組織条例、これが否決されました。その責任があるんじゃないかですかというふうにお伺いしているんです。本当にその組織条例を可決いただきかったら、こういった幅広い、このあじさい館に限らず、幅広い構想を議員すべてに説明すべきだったんじゃないですか。議案書だけで可決してくれと、こういう簡単な、まあ、震災でいろいろ状況は忙しかったかもしれないけれども、大事な部分を市長が伝えることができなかつた。これによって行政組織条例が否決され、そしてあじさい館の職員が大変な思いをしているという状況に至っている。

私は、市長に責任があるんじゃないかということでお伺いしているんですが、市長は、すると、責任はないってということですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

3月に出した組織改編の条例のことかと思うんですが……ですよ。それについては、議会の

総務委員会のほうで十分議論していただきたいということを、総務委員長にお願いをしております。現に組織についての審議が総務委員会で進んでいるというふうに聞いております。

その案件と今回の70号は、70号については福祉部と教育委員会の一部の、そのうちの本当の一部の条例でありますので、ご了解をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、もとを正せば、行政組織条例が否決されたことに始まっているんだというふうに申し上げているんですよ。まあ、前回は確かに、このスポット的な条例改正、条例提案を十分に説明しなかった責任はあるというふうに、会議の折で市長の責任をみずから語ってございましたけれども、私は、この議案に限らず、やはり本当にやりたいのであれば、もっと十分な賛同を得られるような説明というのが必要だと思います。

今後、こちらにつきましても総務のほうで審議されると思いますので、もう一つ、お伺いして次の議案をお伺いしたいんですけども、このあじさい館の状況に乗じて、私は、一番被害を受けたのは、あじさい館の職員ではなく、シルバー人材センターだというふうに見ております。基本的には、各市町村で一つ、シルバー人材センターを設立させ、それを面倒見るとというのが行政の立場だと思うんですが、シルバー人材センターが唐突に契約を切られた、これは私は、本来ならば首長はシルバー人材センターの理事長となっているような形が多いんですが、たまたまこの市は顧問という立場でございましたよね。なぜ、そのような唐突な、仕事を取ってしまうような、シルバー人材センターを痛めつけるようなことになってしまったのか、この件についてご答弁を願います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、第1点であります、唐突だなということではありますが、これは今回の条例と直接的な関係はありませんが、いわゆるあそこの現場の草刈り業務であるとか、おふろの管理であるとか、こういったものをやる人ですね、実際にやる人、そのいわゆる業務委託先のことだと思うんですが、これは唐突ということではなくて、震災がなければ、4月1日からということ考えておったわけではありますが、何でそういうことになったかと申しますと、先般も阿見の運動公園等に行ってきたんですが、非常にかすみがうら市の今、運動場とかあじさい館とか、そういったところの管理がほかの市町村と比べて質が悪いというご指摘を市民の方からいただいております。やはり競争原理が働いていないと、そういったところがあったのではないかという反省の上に立って、きちんとした管理をお願いしたほうがいいだろうということで、いわゆるシルバー人材センターは何から何までやれる、管理をできる能力に多少落ちると、そういうところから、間にきちんとした管理者を入れたほうがいいだろうということで入ったわけです。

そこで働く職員については、お渡しした業者に対してできるだけ今いる、シルバーから派遣されている人間を継続的に使ってくれるようにというようなお願いはして、緩和措置はとっております。これが長期的にできるかどうかは、その人の能力にもよるんでしょうけど、そういった緩

和措置はとっております。

いずれにしても、建物、あるいは構内外の管理をきちんとするというのは、これは市民に対しての責任でありまして、それとシルバー人材センターを育成するというは別の問題、次元の違う問題でありまして、シルバー人材センターをもっと機能強化していくと。あるいは、私も顧問でありますから、請け負ったことがきちんとできるような体制をつくってくれということで、もう何回もシルバーのほうにはお願いをしております。現実的には監督者をきちんと持つことが必要ではないかというふうに話しております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、あじさい館でこれまでシルバー人材センターと契約していた方々をそのままそっくり再雇用して使っている、しかも時給単価を下げて使っている状況、さらには唐突ではないとは言いますけれども、私は、市長という立場、顧問という立場、それが公式な協議としてシルバー人材センターとやっていない。私は、非常に疑問を感じるわけでございます。

それから、最後に、72号につきましてお伺いしますけれども、契約金額が3億7033万5000円ということで、延べ床から坪単価を求めますと54万4943円というふうに、この書類上からの計算にはなるんですけれども、私は、この金額が高いのか安いのか、文教厚生委員会の委員長をやっているながらこんなことを聞いて恥ずかしいかもしれませんけれども、正直言って、その内容が判別つかないんです。高いのかどうか。全協のときに改めて、震災前の全協の資料をコピーしてお配りいただきましたけれども、概要図です。上空からの下稲吉小学校全体の概要図だけ。立面図も平面図も、この3億7000万の内容の説明、この金額が本市に限らず、他市におきましても同じような、大体同等な金額でおさまっているのかどうかというのをまずお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

お答えをいたします。

設計額、さらに入札額に関してのご質問なんです、校舎建築におきましては、他市町村と本市に同一規格のものは、ひとつ、ないというふうに思います。本市における設計につきましては、ここに概要書を書いてあるとおりでございます。さらには、この設計につきましては、本来であれば市の職員ができればいいのですが、そういう職員がいませんので、業者委託をしております。これにつきましては、この設計額につきましては、ひとつ、妥当なものかなというふうに、こう、思わざるを得ないというふうに思います。

さらには、入札に関しましては、適正な入札の結果、この落札額になったのかというふうに認識をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今回のこの管理棟から始めるという部分と、これまでの耐震結果の中で整合性がとれているのか、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

施設整備の順序でございますが、配置図が皆さんのお手元にも配布されたかと思えます。この中で、工事の順序といたしましては、この施設の中で整備を行わなくてはなりませんので、基本的な考え方としましては、新たに今回の建物を建築しまして、そこに現在、既存建物で授業を行っている子供たちを移動させまして、その校舎と屋体を解体し、新たにそこに屋体を建築すると。要するに、スペース的な問題がございますので、そのような手順を踏んで、さらには既存校舎の改築というふうな手順を進めるほかないということでございますので、今回の工事を含めまして、今後の年次のな工事につきましては、十分なる精査をした中での手順というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

この下稲吉小学校の棟の中で、管理棟は耐震の値、ISGの中では何番目に悪いんですか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

すみません、ちょっと時間をいただけますか。今、資料の中でちょっと番号を拾いますので。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 0時06分

再 開 午後 0時07分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

5番 古橋智樹議員。

○5番（古橋智樹君）

今、お伺いした質問については、私もこれまでの資料の中で改めて確認できるものでもありますので、答弁は結構です。

最後に1つ、この発注の時期なんですけれども、小学校の改修工事というのは、原則が一番長い夏休みの開始に工期を当てるとというのが原則だと思います。今回、震災の影響、さらには国の起債の形が最後までなかなか整わなかったというふうに話を伺っているんですけれども、起債の承諾ですね、基本的な承諾がもらえれば発注できたのではないかなというふうに思うのですが、その1点だけご説明いただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

お答えをいたします。

正確な日にちはちょっと覚えていないのですが、県のほうから補助、要するに国庫補助の内示ですね、これが来てからということでの考えでございました。さらには、設計、あわせまして契約に行くわけなんです、基本は国からの補助の内示、この日にち、後でわかり次第お知らせをしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第69号ないし議案第72号までの各議案の審査につきましては、お手元に配布の議案付託表のとおり、それぞれ、所管の常任委員会に付託いたします。

次いでお諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万が一、付託違いがある場合には議長において処理することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、ただいま付託しました議案の審査のため、ただちに委員会を開き、速やかに審査結果報告書を提出願いたいと思います。

暫時休憩とします。

なお、常任委員会の場合は、総務委員会は増築棟2階第5会議室、産業建設委員会は増築棟2階第6会議室においてお願いしたいと思います。

休 憩 午後 0時10分

再 開 午後 3時44分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

環境経済部長から、先ほどの議案、質疑に対する答弁におきまして訂正箇所があるという申し出がありましたので、答弁を求めます。

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

午前中の古橋議員の質問の中での答弁で、私どもで使用料につきまして条例あるいは規則でという内容でご答弁申し上げましたけれども、これにつきまして、まず使用料につきましては、基本的に地方自治法の第228条第1項によりまして、条例で定めるということになってございましたので、うかつに規則も含めた答弁としてしまいましたので訂正させていただきまして、おわびしたいと思います。どうも失礼しました。

○議長（小座野定信君）

それでは、ただいまより常任委員会から議案の審査結果並びに報告書が提出されましたので、これより各委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務常任委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成23年11月11日に付託されました、議案第70号、議案第72号の2件について、同日、委員会を開催し、担当部課長等の説明を求め、審査を行いました。

まず、議案第70号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びあじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以下のとおりご報告いたします。

1、議案概要。地方自治法第180条の2の規定に基づき、福祉館及びあじさい館の管理、運営を本年12月1日から教育委員会へ事務委任するため、条例を改正するというものであります。

2、質疑応答の趣旨。これは順を追って説明いたします。

質問。教育委員会があじさい館に移動することによって、霞ヶ浦庁舎に空きスペースができると思うが、その活用の計画は。

回答。現在検討中であり、決定していない。

質問。空きスペースを利用して、物産、野菜等を販売するというような話を聞いた記憶があるが、そのような計画もあるのか。

回答。以前に物産館をというような話はあったが、現時点で具体的な計画はない。

質問。9月の定例会に全く同じ内容で議案を提案し、否決されているわけであるが、否決後、今回提案するまでに何か検討した経過はあるのか。

回答。否決後に総務部と教育委員会において再度協議をした結果、一元化したほうがメリットが大きいということで、再度、審議をお願いしたいということで提出した。

質問。否決された理由を調査して、検討するべきではなかったか。

回答。教育委員会でふろの管理をすることはおかしいのではとの意見をいただいたので、ふろの管理を業者に委託いたしました。

質問。議案提出の背景に空きスペースの検討不足、あじさい館の改修工事で既に教育長室をつくっていることなど、問題があったのではないかと。これらの問題に今後どのようにしていくかという話があつてしかるべきではないか。

回答。事務委任により事務の一元化をすることですので、ご理解をいただきたい。

質問。市長は、本会議の答弁の中で、2つの部署で管理することに弊害があると言っていたが、弊害とは何か。

回答。市長の言っている弊害について、詳細には把握していない。一元化することにメリットがあるということで提案した。現在、長寿福祉課長があじさい館の管理者になっており、距離があることから、監視体制に時間的ロス等の支障がある。公民館長が管理することになれば、決裁などにおいてメリットがある。

意見として、弊害があるということであれば、それを具体的に金額的にあらかず努力をすべき

であるのではないかと。金額にあらわすことによって、事後評価や今後の運営等の検討材料になる。

質問。教育委員会を霞ヶ浦庁舎に動かして、再度、あじさい館に移動させるということ自体に経費がかかるのではないかと。

回答。今後、市執行部と教育委員会とで協議し、効率的な事務執行をしていく考えです。

質問。市長の考えだけに基づく提案ということではなく、市民のことを考えた提案にすべきではないかと。

回答。今後、教育委員会ともよく協議してやっていく考えです。

質問。教育委員会に事務委任した場合に、事故があったときの責任の所在は教育委員会になるのか。

教育長回答。責任は重いと考えます。責任を全うする考えです。

質問。事務委任後において、運営した中で発生してきた問題点や改善策の検討は、どちらの部署がやるのか。

回答。教育委員会です。

質問。教育委員会が福祉のことまで検討ができるのか。

回答。委任先にお問い合わせすることになると思います。

質問。改善や検討は福祉部門でやるべきではないのか。委任してしまえばそれでいいということではないと思うが。

回答。教育委員会は施設の管理を委任されるものと認識しています。

意見。よく調整をとって実施していただきたい。

3点目に討論はなし。

4番目、表決方法。簡易採決。

5番、表決の結果。全会一致で可決となりました。

次いで、議案第72号 下稲吉小学校管理・教室棟増築工事（建築工事）請負契約の締結について、以下のとおりご報告いたします。

1、議案概要。下稲吉小学校管理・教室棟増築工事（建築工事）の工事請負契約を締結するため、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び概算取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求められているものであります。

2番目、質疑応答の趣旨。

質問。今回発生した工事において、東日本大震災によって検討した結果は反映されているのか。

回答。震災の影響はありましたが、当初の計画どおり実施するものであります。

意見。工事を実施していくに当たり、震災を踏まえた要望等が想定されることから、内容を整理しておくことを要望する。

3点目、討論。なし。

4、表決方法。簡易採決。

5、表決の結果。全会一致で可決であります。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次に、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成23年11月11日に付託されました議案第69号、議案第71号の2件について、同日、委員会を開催し、各担当部課長等の説明を求め、審査を行いました。

まず、議案第69号 かすみがうら市多目的プラザの設置並びに管理に関する条例の制定について、以下のとおりご報告いたします。

議案の概要。議案第69号 かすみがうら市多目的プラザの設置並びに管理に関する条例の制定についてであります。本件は本市の農林水産業などの振興を図るため、市産品の流通販売の拡大、観光交流並びに情報発信や受信の拠点とすることを目的とし、都内有数の集客力を誇る東京都板橋区大山町のハッピーロード大山商店街に多目的プラザを開設するため、条例を制定するものです。開設時期につきましては、本年度中を予定しているものです。

次いで、議案第71号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）について、以下のとおりご報告いたします。

議案概要。議案第71号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ718万円を追加し、歳入歳出予算の総額を155億3406万6000円とするものです。内容といたしましては、東京都板橋区大山町のハッピーロード大山商店街に市多目的プラザを開設するための経費を計上したものです。

69・71号、一括質疑応答の趣旨でございます。

質問でありますけれども、多目的プラザの設置については、具体性が乏しく、もっと具体的に詳細な内容を詰めた後、提案すべきではないか。団体等に企画に賛同する裏づけをしたのか。また、アンケート調査の中身について確認したい。

答えでございます。11月3日、かすみがうら祭りで14団体ほどに協力要請の声をかけて、おおむね友好的な反応があった。

2つ目で、アンケートについては有名なナシ、レンコン以外はよく知らないもので、新鮮な野菜、米、あらゆるものを持ってきてほしい。予算では保証金が8割返還される。3年間で1162万円プラス人件費がかかるという報告でした。

意見。予算、人件費の内容で、トータルで相当費用がかかる。費用対効果という観点から検証し、慎重に対応したい。かすみがうら市のイメージアップにつなげていって、市の活性化につなげていきたいという答弁でした。

それから、質問。かすみがうら市の東京進出のかなめ、戦略の拠点、受け入れ体制をつくる拠点だと思う。執行部のこの事業に対する強い姿勢を示してもらいたいという質問に対しまして、今までの反省を十分に踏まえて体制づくり等を使命感を持ってやってまいりたいという答えと、

それから、人を引きつけるものをつくる体制づくりをしていきたいというふうな強い決意をお話しいただいて、答えでございました。

討論はなし。

表決方法は起立採決ということで、表決の結果、起立多数で可決ということになりました。

次いで、議案第71号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）について、以下のとおり報告いたします。

討論はなし。

表決方法は起立採決。

表決の結果、起立多数で可決という結果でございました。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わりにいたします。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第69号 かすみがうら市多目的プラザの設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第69号 かすみがうら市多目的プラザ設置及び管理に関する条例の制定について、市長が考える板橋区を足場に、首都圏にかすみがうら市をアピールすること自体については基本的に賛成であります。

しかし、質疑でも明らかにしましたが、年間を通じての計画には問題があります。年間を通じて参加する団体の確保や、その内容などを検討しなければ、せっかくの東京への進出も機能せず、計画倒れになってしまう恐れがあります。計画が中途半端であるということは否めません。今後1年間、東京都へ進出するための対策チームなど、準備や参加する団体個人を確保し、年間のスケジュール、テナントに入る職員は市職員なのか、委託職員なのか、そのことをはっきりさせること、十分に審議し、議論し、方向性をはっきり出してから物件の貸テナントを探しても遅くはないのではないのでしょうか。

当面の23年、24年、知名度が高いとれたて村からは撤退せず、また、イベントについてはとれたて村のイベント会場で対応すればよいと考えます。

したがって、今回の設管条例制定には賛成できません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

議案第69号に対して反対の立場から討論いたします。

本案は板橋区に本市の産業振興を図るため、流通販売の拡大、観光交流、情報発信等の拠点として多目的プラザを設置するものであり、市はこれらの施設を貸し出し、農産物直売場的な役割を持たせるとのことです。

私はそのようなことから、先般、現場を確認してきた1人です。俗に言うアンテナショップを展開していくためには、一般的には次の5つを事前に検討しておく必要があると言われております。

1つ目としては、立地条件のよさ。2つ目として、商品、サービスの差別化。3つ目、複合活動。4つ目に多様でわかりやすい情報提供。5つ目に自治体側の意欲などです。特に重要なのは5番目の自治体側の意欲です。つまり、本事業が効果的に進められるためには、事前に事業計画がしっかりしていることが必要であるということは、だれしもわかるわけです。これらについて申せば、イベントの実施事業も事業者も予定されておらず、事業内容が具体化しているとは言いがたい状況です。

これから内容を詰めていく状態であり、どちらかというと空き店舗が見つかったので急ぎで確保しようというものであり、事業計画はその後でという感がいたします。私が見てきた範囲では、空き店舗もほかに見られ、この件につきましては慎重に時間をかけて、計画をしっかりと立てるべきだと思いました。

あわせてつけ加えれば、板橋のイナリ通り商店街の市農産物直売場の品ぞろえや品質等の点からも、事業者さんが努力しているものの地場産業を紹介し、板橋の消費者から高い評価がなされているとは言いがたい状況です。

このように、現在の状況を踏まえると、本案は事業計画上の根本的な問題を有しており、血税を使うという観点からも、時期尚早であると判断し、本案に反対いたします。

議員諸公におかれましても、これらの趣旨をご理解いただき、ご賛同いただくようお願い申し上げます。反対の討論といたします。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第69号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

議案第69号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第69号は否決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第70号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第70号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について、あじさい館は、総工費27億円かけてつくった総合施設であります。今回の設管条例の一部改正は、福祉館をも含めて教育委員会が文化教育施設として総合的に活用することになります。私は、あじさい館の有効的な活用、これを進める上で必要な措置と考え、この議案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

そのほか、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第70号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第71号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

初めに反対討論はございますか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

今、69号で設管条例が否決されたので、この一般会計補正予算も否決、当然なるというふうに私は考えるものであります。

一応、今回の市長の提案、これについては非常に発想、それから行動、これについては評価はできると思います。しかし、費用対効果、これには問題があります。特に、補正予算718万計上いたしました。3年間のこの契約、これはかなりの金額になるのではないかと。人件費を含めると3年間で2000万を超えるのではないかと考えられます。

それだけのお金をかけて出店する人がどれだけいるのかが不透明であり、観光を誘致し、商品の販売力強化と、そういうことでありますが、これであれば、今、風評被害等で減収となった農家や観光業者への直接支援こそが効果があると思います。

農業被害についても、東電の支払いが始まりましたが、遅いこともあり、その間のつなぎ資金や地震被害への個人補償等に充てたほうが効果があり、地域経済再建の力になると考えます。

多目的プラザが効果がないというわけではありません。しかし、直接支援を今、優先したほうがよいのではないのでしょうか。公的資金、税金の投入ですから、市場調査や出店者の裏づけなど、費用対効果を事前に検討、論議すべきであります。

したがって、今回の補正予算については準備不足、時期尚早と判断し、反対をいたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第71号の採決を行います。

本案は、異議がございませんので起立により採決を行います。

議案第71号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第71号は否決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第72号 下稲吉小学校管理・教室棟増築工事（建築工事）請負契約の締結についての討論を行います。

初めに反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第72号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

それでは、これをもちまして、平成23年かすみがうら市議会第2回臨時会を閉会といたします。

長時間にわたる慎重なるご審議、大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後 4時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議員 小座野 定 信

かすみがうら市議会議員 廣 瀬 義 彰

かすみがうら市議会議員 川 村 成 二

かすみがうら市議会議員 岡 崎 勉